

令和7年度 秋田大学教育文化学部附属小学校 「いじめ防止基本方針」

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

なお、前述の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様として以下のようなものが示されている。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 学校及び職員の責務

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという考え方に立ち、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの適切な対処に努める。

2 本校におけるいじめ防止等のための対策に関する取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目指して、全ての教育活動を通じた道徳教育及び特別活動の充実に努める。
- ② 自己指導能力の向上がいじめの防止に資すると考え、生徒指導の3つの留意することとされている「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」の要素を盛り込んだ授業実践を推進する。
- ③ いじめを防止することの重要性に関する職員の理解を深めるために、いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- ④ いじめを防止することの重要性に関する保護者の理解を深めるため、いじめ防止に関する本校の方針をPTAで紹介したり、学校報で伝えたりする。
- ⑤ 児童及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止することができるように、情報モラルに関する児童への指導や保護者への啓発を行う。
- ⑥ 学校職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう、日々の指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 教頭を窓口とした職員による報告・連絡・相談の体制に基づいて、日常的な情報収集を行う。その際、事実に基づいた記録の整理と保管に努める。
- ② 「学校生活アンケート」（全児童対象）を年2回（6・11月）、「Hyper-QU検査」（1～6年対象）を2～6年生は年2回（6・11月）、1年生は年1回（1月）実施する。学級集団の特性や児童の人間関係などの実態把握を行う。また、これらの調査等の分析をし、その結果を踏

まえた授業改善を通して問題の改善に努める。

- ③ 7月下旬に実施している保護者と担任による二者面談（教育相談）についても、いじめの早期発見の機会として役立てる。また、保護者がいじめに係る相談をいつでも行うことができる体制にあることを、年度当初に保護者に知らせておく。
- ④ 地域（住民、バス会社、学童保育施設等）から寄せられる声も、いじめの早期発見の情報として役立てる。

(3) いじめへの組織的な対応

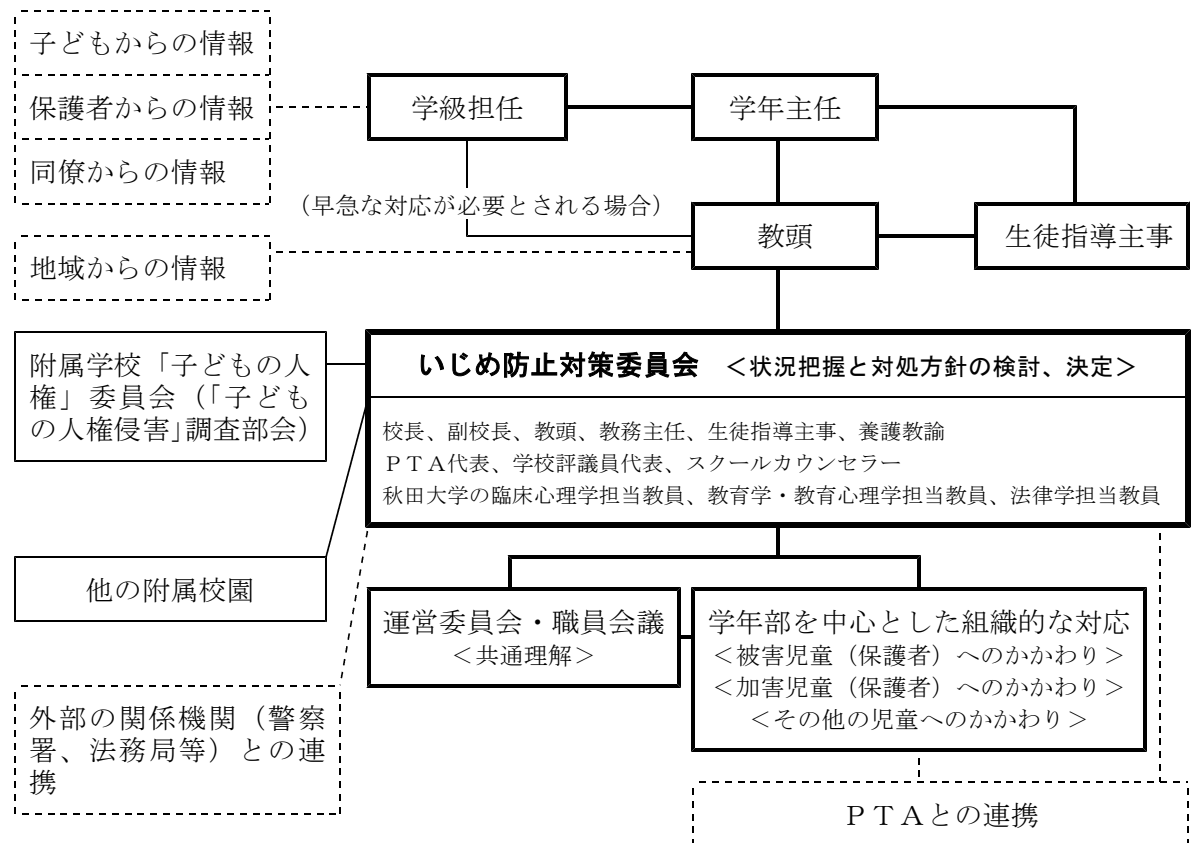
- ① 本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に関する措置を実効的に行う組織として、「いじめ防止対策委員会」を設ける。なお、その構成員及び組織図は、次のとおりである。

ア 構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、
P T A 代表、学校評議員代表、スクールカウンセラー、
秋田大学の臨床心理学担当教員、教育学・教育心理学担当教員、法律学担当教員

※各学級担任は、第1～5回のいじめ防止対策委員会のいずれかに参加

イ 組織図



- ② 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議する。
- ③ 日常において、いじめの疑われる情報を把握した場合は、上記教職員で速やかに事実関係を分析し、いじめと判断・認知した場合は、学校として対応方針を検討・決定し、解決に向けた組織的な措置を講ずる。
- ④ 重大事態が発生した場合は、速やかに大学学部に報告し、対応について協議する。
- ⑤ 当該事案に関する一連の推移をふり返り、いじめの再発防止に向けた取組を行う。

3 年間指導計画

時期	取組の内容	通年
4 月	・第 1 回いじめ防止対策委員会の開催 （「いじめ防止基本方針」の確認） ・「のびのび通信」→適宜発行 ・年度当初に、いじめ防止に関する学校方針の説明（のびのび通信にて）	・全教育活動を通じた道徳教育及び特別活動の充実によるいじめの未然防止 ・生徒指導の 3 つの留意すること（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を意識した授業実践の推進 【必要に応じて速やかに】 ・いじめ防止対策委員会の開催
5 月	・いじめ防止についての学級指導（担任から児童へ） ・第 2 回いじめ防止対策委員会の開催 （6 月の「いじめ防止対策強調月間」の取組の確認） （学年主任以外の学級担任が各学年から 1 名ずつ参加）	
6 月	いじめ防止対策強調月間 ・「学校生活アンケート」の実施 ・児童と担任の二者面談 ・道徳、特別活動との連携 ・「Hyper-QU 検査」の実施（2～6 年）	
7 月	・第 3 回いじめ防止対策委員会（第 1 回全体会）の開催（状況把握）（1・3・5 年の学年主任が参加）	
夏季休業	・保護者と担任の二者面談（教育相談）	
10 月	・第 4 回いじめ防止対策委員会の開催 （11 月の「いじめ防止対策強調月間」の取組の確認） （学年主任以外の学級担任が各学年から 1 名ずつ参加）	
11 月	いじめ防止対策強調月間 ・「学校生活アンケート」 ・道徳、特別活動との連携 ・保護者の読み聞かせによる豊かな心を育む活動	
1 月	・「Hyper-QU」検査の実施（1～6 年）	
2 月	・第 5 回いじめ防止対策委員会の開催（第 2 回全体会） （いじめ防止に関わる年度末のまとめ） （2・4・6 年の学年主任が参加）	

○いじめ防止にかかわる校内研修会の実施

- ・スクールカウンセラーに講師を依頼